

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月11日

室蘭市長 青山 剛

記

1 入札に付する業務内容

- (1) 件名 ノーコードツール（kintone）利用環境構築業務委託
- (2) 仕様等 仕様書指示のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで
- (4) 業務概要 現在、試行で利用しているサービスの一つである、ノーコードツール（kintone）を導入するため、必要なデータ移行および必要となるライセンスの適用作業を行う

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に業務委託中「電算関係」もしくは「保守」で登録がある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更正手続又は再生手続の開始決定後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）

3 入札参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。

ア 制限付一般競争入札参加申請受理票

(2) 提出期間 令和6年4月12日から令和6年4月24日まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで）

- (3) 提出場所 企画財政部 ICT 推進課
(室蘭市幸町 1 番 2 号室蘭市役所本庁舎 4 階、電話 0143-25-2712)
- (4) 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードすること
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/nocodetool.html>
- (7) その他
 - ア 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5 仕様書等

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行う。

- (1) 配布期間 令和 6 年 4 月 1 2 日から令和 6 年 4 月 2 4 日まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで)
- (2) 配布場所 次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードすること
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/nocodetool.html>

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
- (2) 入札執行場所 室蘭市役所本庁舎 4 階 ICT 推進課執務室
- (3) 入札方法
 - ア 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
 - イ 制限付一般競争入札参加申請受理票 (市受付印押印済) 又はその写しを入札開始前に提出すること。
 - ウ 入札回数は、2 回までとする。ただし、第 1 回目の入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、第 2 回目の入札に参加できない。
 - エ 入札金額は、総額で記載すること。

7 入札心得等

- (1) 入札書は、所定の様式により封筒に入れて提出して下さい。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出して下さい。この場合、入札書には代理人名記入し押印のうえ入札して下さい。
- (3) 次の各号に該当した入札書は無効になります。
 - ア 資格のないもの及び記名押印のないもの
 - イ 記載事項が不明確なもの

- ウ 金額を加除・訂正したもの又は訂正箇所に押印のないもの
- エ 入札保証金を納入しないもの又は不足したもの
- オ 入札者又は代理人が同一件名に2以上の入札をしたとき
- カ 入札に関し不正、不穩等の行為があったもの
- キ その他入札に関する条件に違反したもの

- (4) 郵送による入札は認めません。
- (5) 落札の日より7日以内に契約を締結しないときは、これを取消します。
- (6) 契約締結後、契約期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数1日につき契約金額の1000分の1の割合により違約金を徴収します。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (8) 入札を辞退する場合は、その旨をあらかじめ文書等で連絡してください。
- (9) なお、平成16年12月から談合等不正行為等に厳しく対処するため、この契約に関し談合等不正行為があった場合契約金額の10分の1を賠償金額として支払う旨の条文を契約書に追加しているので、関係法令を遵守すること。

8 入札に関する問い合わせ

入札において仕様等について、質問事項がある場合は下記の期間、方法により問い合わせを行うこと

(1) 問い合わせ期間 令和6年4月15日から令和6年4月19日まで

(2) 問い合わせ方法 以下のページより問い合わせを行うこと

<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YWOB0FVr>

(3) 問い合わせの回答 次のアドレスの室蘭市役所ホームページに令和6年4月23日までに回答を掲載する。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/nocodetool.html>